

令和 8 年度 第 6 回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開 催 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午後 2 時 5 8 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席 農 業 委 員（12 名）	1 番 長谷川 誠一 委員	2 番 山下 和子 委員	3 番 南 眞人 委員	4 番 下田 健一 委員
	5 番 渡邊 由佳 委員	6 番 中村 弘明 委員	7 番 横川 力 委員	8 番 山上 真治 委員
	9 番 眞木 規透 委員	1 0 番 尾川 寛信 委員	1 1 番 前田 佳寛 委員	1 2 番 蔵本 孝広 委員
欠 席 農 業 委 員（0 名）				
出席 推 進 委 員（8 名）	1 3 番 河井 勝重 推進委員	1 4 番 松本 勝男 推進委員	1 5 番 土海 政信 推進委員	1 6 番 清水 武敏 推進委員
	1 7 番 伊藤 文夫 推進委員	1 8 番 山本 美代子 推進委員	1 9 番 倉本 哲男 推進委員	2 0 番 石橋 駿介 推進委員
欠 席 推 進 委 員（0 名）				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 村岡 正憲 主 幹 中村 武史			
提 案 議 案	議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第 23 号 非農地の決定について			
報 告 事 項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 山下委員 事務局 長谷川会長 事務局	ただ今から令和 8 年度第 6 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行います。本日の先導役は、議席番号 2 番 山下和子委員です。皆さんご起立をお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) 開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。 (長谷川会長あいさつ 省略) 本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。長谷川会長で進行をお願いします。 それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長 (議長)	日程 2「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。このことについて皆さんにお諮りをいたします。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 6 番 中村 弘明委員、7 番 横川 力委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いいたします。
3 議事 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議長) 事務局	次に、日程 3 議事に移ります。議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してください。 議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。会議書 2 頁です。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 3-1～3-5 頁) 番号 1 譲渡人は、倉吉市ーの●●。譲受人は、川上ーの●●。土地の所在は、大字川上

		透排水する計画により、隣接する農地は無く、雨水・土砂流出の恐れはありません。 頁をめくって頂き、3-1 頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で囲っている 1 筆が農地転用部分です。申請地は、旭集落内に位置し、東側に隣接している施設は社会福祉協議会東郷支部、老人福祉センター東湖園。中央に見える道路は県道倉吉青谷線です。 次の 3-2 頁は、区分決定根拠で、駅・役場等から 300M 以内にある農地と判断していますのでその距離を示したものです。 直線距離で、役場東郷支所までは 270m、JR 松崎駅までは 245mです。町立図書館は参考に記載しています。 次の 3-3 頁が現地の状況写真です。申請地は赤色線で囲っている範囲で、写真に見える施設は町社会福祉協議会です。 次の 3-4 頁が公図です。申請地周辺の地目を示していますのでご確認ください。 次の 3-5 頁が土地利用計画図で、申請地を黄色線で囲っています。この土地は、西側に隣接の町道があり、申請地への進入口は、西側の町道側に接続します。 次の 3-6 頁が盛土造成の横断面図で、真砂土で 0.5mの盛土とフェンスを設置します。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。 説明が終わりました。引き続き、現地調査の報告を 6 番中村弘明委員より報告をしてください。 本日、14 時に事務局に集合し、会長、職務代理、委員 3 名と事務局 2 名の合計 7 人で現地を確認しました。申請地は旭集落と龍島集落の接する間にあり、平成 2 年に老人福祉センター東湖園が建設されて以降、水稻栽培ができなくなり毎年草刈り管理をされている水田です。この転用計画については、排水処理にも問題なく、雨水による土砂流出の恐れもなく、この申請を認めることについて委員全員で確認しました。
	(議長) 中村委員	これより質疑を行います。質疑はございますか。 県道沿い真砂土とのことですが、大雨が降った時に、フェンスから県道へ土砂が流出するようなことはないですか。
	(議長) 前田委員	道路沿いへは 1mのフェンスを設置しますし、県道沿いに側溝がありそこに土砂などが流出しないように整備してもらうように伝えます。
	事務局	

議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	前田委員 (議長) 事務局	大雨などの異常気象で災害があった場合に土砂の流出がないように留意していただきたい。 補足があればお願いします。 事業計画図にないですが、L 型擁壁を設置し土砂の流出がないようにされると聞き取りしています。
	前田委員 (議長)	わかりました。 では、質疑が無いようですので質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員が挙手であります。よって議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定とします。
	(議長)	次に、第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。 なお、本議案の内、売買関係については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。 皆さんにお諮りをします。議席番号 9 番の眞木規透委員に関する売買関係に係る申請、農地番号 1 の案件を分割審議することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、売買関係に関する農地番号 1 の案件については、先に、分割審議することとします。それでは、議席番号 9 番の眞木規透委員は退席してください。 (退席)
	事務局	眞木規透委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。 議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (分割審議案件) 先に、分割審議案件、議席番号 9 番の眞木規透委員関連です。 これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親

		族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」規定により議事参与の制限ですのでご承知ください。 (資料は 4-2 頁) 4-2 頁の売買関係です。 農地番号 1 地権者は、久留の●●。土地は、はわい長瀬地内の 1 筆で地権者から機構へ所有権を移転する時期は、令和 8 年 9 月 30 日の予定で、対価は一円。 機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、令和 8 年 10 月 23 日の予定です。 いずれも現況地目は、田で、利用目的は水稻栽培、面積は 1,356 m²です。農振農用地区域内の農地であり、青と記載しています。 買受する者は、宮内の●●、認定農業者で、対価は 10 アール当たり一円での売買です。 地域計画の地区については、湯梨浜町全体で 6 つの地区があるうち、羽合 1、羽合地域の主に水田地帯のエリアです。説明は以上です。 説明が終わりました。これより分割審議案件についての質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 (「異議なし」の声) 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、売買関係 農地番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、売買関係 農地番号 1 の案件については、原案のとおり意見決定致します。ここで、退席委員に入室していただきます。(9 番 眞木規透 着席) それでは、9 番 眞木規透委員の復席を確認しましたので審議を続けます。 議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。 (分割審議以外の案件) (資料は 4-1 頁) 4-1 頁をお願いします。利用権設定関係です。
	(議長)	
	事務局	

	(議長) 土海推進委員 事務局 土海推進委員 (議長)	目については、この後、写真を見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目を参考にしています。 具体的に、位置図と現況写真により説明します。 5-3 頁、ここには番号の記載はありませんが今回提案する全体の位置図になります。番号 1 から番号 30 までのすべての位置図で、赤色で示しています。この図の右上に見えていますのが宇谷集落、斜めに見える道路が国道 9 号線になります。 5-3 頁を拡大した位置図が、次の 5-4 頁から 5-5 頁です。番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。 次の 5-6 頁から 5-9 頁が現況写真になります。 5-6 頁、全て畑から原野に地目変更するものです。 次に 5-7 頁、全て畑から原野に地目変更するものです。 次に 5-8 頁、全て畑から原野に地目変更するものです。 最後に 5-9 頁、左下の番号 30 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです。少し時間をとりますので、ご確認ください。 以上、30 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うこととなります。説明は以上です。 非農地通知一覧表に記載の 30 筆の説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 所有者に連名の記載がありますがこれはどういったことか。 一つの土地を複数人で所有され、持分として共有する場合も多々あります。 わかりました。 その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。 議案第 23 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。 《全員挙手》
--	---	---

4 その他		全員が挙手であります。よって、議案第 23 号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり議決します。以上で議事を終わります。 事務局から何かありますか。 先ほど、非農地判断の決定をしていただきました。現地を確認する場合、陸上での写真には限界があり、今後は、ドローンを使った写真を資料に添付したいと考えています。法務局にも確認し回答いただいていますので、ご理解いただければそのように進めたいと考えています。 ドローンは持っているのですか。 事務局は所有していませんが、町では建設水道課が所有していますので、認めていただければ、建設水道課の指導を受けドローン撮影をしていきたいと思います。行けない場所へは、ドローンを用いて撮影していくということでご了解いただきたいと思います。 ドローンを使うことについて、みなさんご意義ありませんか。 (「なし」の声) 了解をしていただきました。そのように進めてください。 次に、その他に移ります。 (1) 10 月定例総会について、説明してください。 ○ 10 月定例総会 10 月 13 日 (火) 午後 3 時～ 第 3 会議室 ※現地調査案件がある場合は、午後 1 時 30 分又は午後 2 時に事務局へ集合。 現地調査委員：長谷川 会長、下田 会長職務代理、 担当：⑦横川 力 委員、⑧山上真治 委員、⑮土海政信 推進委員 (2) 女性の新任委員研修会について、説明してください。 ○ 女性の新任委員研修会 (3 年毎) …資料① 10 月 16 日 (金) 14:00～16:00 事務局にてオンライン開催 (女性委員へ個別確認する) (3) 各部会の日程について、説明してください。 ○ 総会終了後、各部会で建議書の素案について協議検討する。 ※9 月 25 日までに各部長は意見をまとめ事務局へ報告のこと。 事務局は各部会の意見をまとめ、会長、職務代理、各部会長及び副部長と総会までに協議し、素案を次回の総会で提示することを全委員で確認した。10 月下旬提出予定で進める。 (4) 中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会について、説明してください。
	事務局	
	(議長)	
	事務局	
	(議長)	
	(議長)	
	事務局	
	(議長)	
	事務局	
	(議長)	

6 閉会	事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) (議長)	○ 中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会…資料② 11月5日(木)～11月6日(金) 島根県出雲市「出雲ロイヤルホテル」 参加者：渡邊由佳委員、山本美代子推進委員 申込済 (5) 県外視察研修について、説明してください。 ○ 県外視察研修 徳島県へ視察予定とし、詳細は決まり次第案内する。 12月17日(木)～12月18日(金) 日程を確保のこと (6) その他について、説明してください。 ・令和8年熊本地震義援金…資料③ 互助会から1,000円/人とする。 ・農地利用状況調査 10月末までに調査終了すること。(各班の進捗を報告) ・農作業死亡事故警報(チラシ) ・委員名簿に、連絡先を記載したものを提示。 事務局からは以上です。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 この後、部会を開催し、建議の内容について行いますので皆さんよろしくお願いします。 皆さん、ご起立をお願いします。 以上をもちまして、令和8年度第6回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会といたします。 お疲れ様でございました。 (閉会 午後3時55分)
------	--	---